

## 経営会議の内容

件名	大和西市営住宅条例の一部改正について
所管部	街づくり計画部
日時・場所	令和元年 11月21日(木) 11:00 ~ 11:15 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、街づくり総務課長
提出理由	民法改正等に伴い市営住宅条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<b>【主な意見等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・敷金を、家賃2か月分から3か月分に変更するとのことだが、条例改正後は、既に入居している方からも、追加で敷金1か月分を徴収するのか。 (所管部) 令和2年4月1日以後に入居の申し込みをした者から適用となるため、既に入居している方から追加で徴収することはない。</li><li>・条例では、敷金を徴収する対象が「入居者」となっており、既に入居している方も含まれるように見えてしまうのではないか。 (所管部) 附則の経過措置において、令和2年4月1日以後に入居の申し込みをした者を対象とする旨を明記する予定である。</li><li>・本市において、連帯保証人に滞納費用等を請求している件数はどの程度あるか。 (所管部) 滞納費用を本人以外の方に請求するケースは、入居者が亡くなった場合がほとんどである。この場合、第一に法定相続人から徴収するため、連帯保証人をお願いするケースは稀である。</li></ul>
会議結果	案のとおり、進めていく。